公益財団法人福岡県学校給食会食育推進事業実施要項

平成１８年　５月　　制　　定
平成２３年　４月　１日　一部改正
平成２３年１０月　６日　一部改正

第１　趣　　旨

保護者や児童生徒が「食」についての意識を高め、健康な食生活の実現と健全な心身の成長及び豊かな人間性をはぐくむため食育推進事業を実施する。

第２　事業内容

この事業は、食に関する体験活動、親子料理教室、ＰＴＡ調理講習会、子ども料理コンクールなど食育推進事業に関することとする。

第３　事業実施方法

この事業は、市町村教育委員会、市郡学校給食会、学校及びＰＴＡ等が実施する食育推進事業に係る経費の一部又は全額を公益財団法人福岡県学校給食会（以下「県給食会」という。）が助成し、実施団体と県給食会の共催事業として実施する。

第４　対象者

この事業の対象者は、児童生徒、保護者（ＰＴＡ）とする。

第５　事業実施期間

事業は、当該年度内に実施し完了するものとする。

第６　事業経費

県給食会は、予算の範囲内で経費を負担する。

第７　実施計画

この事業への申込は、実施団体が別紙「事業計画申込書」により県給食会あて提出する。
県給食会は、事業内容及び予算書を検討の上決定し、決定通知を行う。

第８　実績報告

実施団体は事業が完了した時、「実績報告書並びに経費請求書」に関係書類を添えて県給食会へ提出するものとする。

附　則（平成１８年５月）

この要項は、平成１８年５月１日から適用する。

附　則（平成２０年５月２７日）

この要項は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年６月１日）

この要項は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１０月６日）

この要項は、平成２３年１０月６日から施行する。

令和８年度公益財団法人福岡県学校給食会食育推進事業の流れについて

１　食育推進事業について

（１）内容及び実施方法

市町村教育委員会、市郡学校給食会、学校及びＰＴＡ等の実施団体が児童生徒、保護者（ＰＴＡ）を対象に主催する「食に関する体験活動」「親子料理教室」「ＰＴＡ調理講習会」「子ども料理コンクール」などの食育推進に寄与する事業に係る経費の一部又は全額を公益財団法人福岡県学校給食会（以下「県給食会」という。）が助成し、対象の事業を実施団体と県給食会の共催事業として実施します。

（２）主催等

主催：実施団体（市町村教育委員会、市郡学校給食会、学校及びＰＴＡ等）
共催：公益財団法人福岡県学校給食会
後援：福岡県教育委員会（申請中）

（３）助成対象期間

当該年度内に実施及び助成を完了させるため、令和８年６月１日～令和９年１月末の事業を対象とします。

２　事業の申込み

共催を希望する実施団体は、様式１号「令和８年度食育推進事業実施計画申込書」により、下記の流れで県給食会に申込んでください。

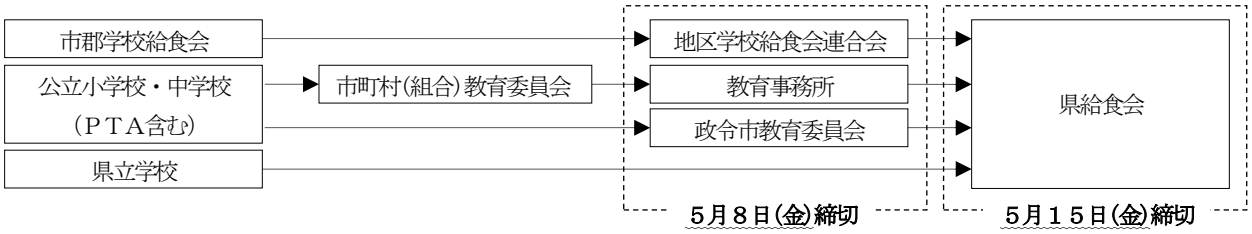

３　助成の決定

県給食会は申込書の内容及び経費等を審査し、１事業の助成上限額を４万円として、予算の範囲内で共催対象事業と助成予定額を決定し、すみやかに通知します。

４　事業の実施

対象事業決定通知を受けた実施団体は、申込事業計画に基づき、実施要項等に従い事業を実施してください。

５　事業の実績報告等

実施団体は、事業実施後２か月以内（１月の事業は２月末まで）に、様式２号「令和８年度食育推進事業実績報告書並びに経費請求書」に振込先の通帳コピー（表紙と表紙裏）、参加者名簿、領収書、対象者への配布物、事業の様子の画像（印刷紙とデータ(データはメール可)）を添付し、下記の流れで県給食会に提出してください。

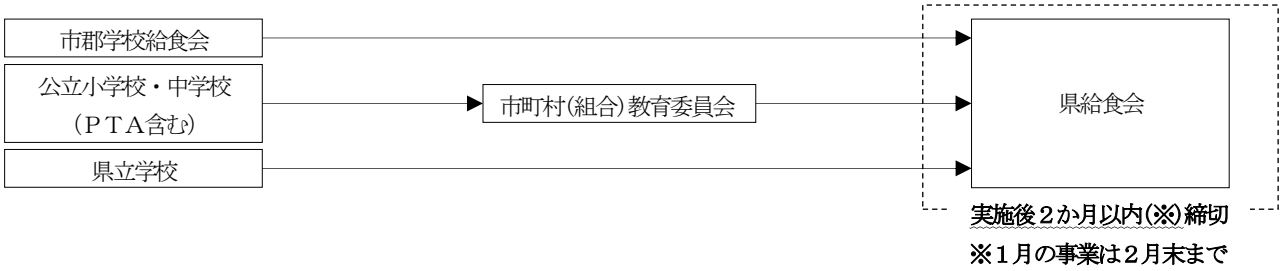

６　助成金の送金

県給食会は報告書並びに経費請求書の内容等を審査し、決定通知に記載した助成予定額を上限として、事業で実際に支出した経費をもとに最終助成額を決定し、指定された振込先に送金します。

７　注意事項

別添「令和８年度公益財団法人福岡県学校給食会食育推進事業の留意点」に事業の実施や申込書及び報告書に関する留意点を記載していますので、十分に確認してください。

８　問合せ先

公益財団法人福岡県学校給食会　総務課　食育支援係
TEL：092-923-3323(係直通)　FAX：092-924-0294　E-mail：fgk@fukukyuu.or.jp

令和８年度公益財団法人福岡県学校給食会食育推進事業の留意点

１　対象となる事業について

（１）義務教育課程の児童生徒、その保護者等を対象とし、実施要項等を満たした食育推進に寄与する事業とします。

（２）助成する事業は、１団体につき原則１事業とします。

（３）助成対象期間内（令和８年６月１日～令和９年１月末）に実施した事業とします。

（４）対象者に主催者名、共催者名、後援者名を表示した開催要項又は資料等を配布し、県給食会の共催事業であることを周知できる事業とします。

＜表示例＞

主催：実施団体名（○○○小学校等）
共催：公益財団法人福岡県学校給食会
後援：福岡県教育委員会

（５）次の事業は対象外とします。

・教科における授業、クラブ活動。

・本事業以外から助成を受ける事業。

・レクリエーションや親睦あるいは食べることが主たる目的となっており、食育としての内容が希薄と県給食会が判断した事業（お楽しみ会、お別れ会、キャンプ、バザー、餅つき大会など）。

・報告書の実施団体名や内容が申込書と異なる事業。

２　助成する経費の支出範囲について

（１）経費支出範囲は次の科目のみとします。

支出科目	備　　考
会場借上料	会場借用にかかる費用。
講師謝金	一人１回当たり 30,000 円（交通費含む）を上限額とします。それを上回る部分は除算しますので、一人当たりの金額を明記してください。
資料作成費	配布資料、掲示資料等の作成にかかる費用。 備品となるような物品（パソコン及びソフトを含む周辺機器・カメラ、書籍・教材類）等は対象外とします。
材料費	調理実習の食材や栽培活動の種苗等にかかる費用。 一人１回当たり 1,000 円を上限額とします。それを上回る部分は除算しますので、一人当たりの金額を明記してください。
通信費	葉書、切手等にかかる費用。
消耗品費	事業実施のための消耗品にかかる費用。 備品となるような物品（調理器具・食器具類、書籍類）等やコンクール等における参加賞等は対象外とします。

（２）上記以外の経費（給食試食会の給食費に相当する会費、保険料、託児料、飲食代、茶菓子代、お花代、コンクールの参加賞代等）は、助成の対象外とします。

３　令和８年度食育推進事業実施計画申込書（様式１号）について

（１）実施団体の印鑑を押印してください。実施団体がＰＴＡ等の場合は、必ず学校長の印鑑も併せて押印してください。

（２）「１　事業計画」の事業の趣旨、具体的な内容は、できるだけ詳細に記入してください。

４　令和８年度食育推進事業実績報告書並びに経費請求書（様式２号）について

（１）実施団体の印鑑を押印してください。実施団体がＰＴＡ等の場合は、必ず学校長の印鑑も併せて押印してください。

（２）「１　事業実績」の事業の趣旨、具体的な内容、事業の成果は、できるだけ詳細に記入してください。

（３）「３　事業費振込先」は、正確に記入し、口座名義の「フリガナ」を必ず記入してください。

（４）実績報告書提出の際は、次の資料等を添付してください。資料等の返却は行いません。

添付資料等	備　　考
振込先の 通帳コピー	・振込口座確認のため、以下の２つを必ず添付してください。 ①通帳の表紙のコピー ②表紙裏の契約内容部分のコピー
参加者名簿	・報告書の参加人員を確認するために必要ですので、氏名の一部を判読できないようにするなど、個人が特定できなくても構いません。
領収書 （コピー可）	・宛名に実施団体名を必ず記入してください。 ・会場借上料の領収書は、会場を管理する機関の長が発行した領収書とし、実施団体及びそれに類する団体に支払うものは対象外とします。 ・領収書がない経費（納品書・請求書のみの場合も含む）は、助成できません。
対象者への 配布物	・主催者名、共催者名、後援者名を表示した配布物が必要です。その他の配布物もあれば、添付してください。
事業の様子 の画像	・以下の２つを必ず添付してください。 ①画像を印刷した用紙 ②画像データを保存したＣＤ等の媒体（メール送信可：fgk@fukukyuu.or.jp）

（５）提出された画像及び資料は、県給食会の事業を紹介する資料やホームページ等への掲載や、献立集等の作成に活用する場合がありますので、事前に承諾を得てください。制限がある場合は明記してください。これらの目的以外には使用いたしません。

５　実施日の変更、中止について

（１）実施日を変更する場合は、実施日が決まり次第、県給食会に連絡してください。（変更後の実施日が助成対象期間を過ぎないよう、注意してください。）

（２）中止の場合は、県給食会に連絡後、実績報告書「１　事業実績」の具体的な内容の欄に中止理由を記入し、提出してください。

６　食育推進事業実施要項、様式等について

実施要項、様式等は県給食会ホームページからダウンロードできますので、本年度の様式で提出してください。